

インフルエンザの出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間は次のように定められています。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

		発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症した後5日を経過した後		
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可能		
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能		
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

※発症(発熱)した日を0日として、翌日から1日目、2日目・・・と数えます。

その後、解熱した日に応じて出席期間が延長されていきます。いつ熱が下がったかによって、病院で登校してよいと言われた日と、実際に登校できる日が変わってることがあります。熱がぶり返した場合も、出席停止期間が延長されますのでご注意ください。